

## 危険ブロック塀等除却支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、高浜町補助金等交付規則(平成15年高浜町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内において、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去に要する費用の一部に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造(れんが塀、石積塀等)の塀及びその他これらに類する塀(塀に付随する門柱・門扉(以下「門」という。)を含む。)をいう。
- (2)道路等 国道、県道、町道、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路のほか、不特定多数の町民の通行の用に供している通路で高浜町建築物耐震改修促進計画に位置付ける避難路をいう。
- (3)ブロック塀等所有者 ブロック塀等の所有権を有する者をいう。
- (4)補助事業 高浜町内において町内業者により、次に掲げる事項のいずれかを行い、補助金の交付を受ける事業をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第11条の通知を受けた補助事業者が、同一の敷地で行う事業は除く。  
ア 道路等に面し、別表1に掲げる安全性の確認ができない高さ80cm以上のブロック塀等について、ブロック塀等が高さ80cm未満となるように撤去(門のみの撤去を除く。)すること。  
イ アの適用を受けてブロック塀等を撤去した範囲内において、福井県内で伐採された原木を原則として福井県内で加工した木材(以下「県産材」という。)で塀を建替え(道路等に突出しないものに限る)する事業。
- (5)補助事業者 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする、又は補助金の交付の決定を受けたブロック塀等所有者で町税、水道料等の使用料その他の町が徴収する料金等の滞納がない者。

### (補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第4号ア、イに規定するブロック塀等の撤去に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び高浜町等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、補助金の額は予算の範囲内とする。

2 前条第4号アに規定する補助事業の補助金の額は、ブロック塀等の見付面積に

補助限度額単価6,000円を乗じて算出した金額又は補助対象経費の3分の2の低い方に相当する額とする。ただし、補助金の額は、180,000円を上限とする。

3 前条第4号イに規定する補助事業の補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とする。ただし、補助金の額は、400,000円を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式1-1~3)に必要事項を記載し、事業開始予定日の30日前までに、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式2)により補助事業者に通知するものとする。

2町長は、前項の規定により補助金の交付を決定するにあたって必要な条件を付することができる。

3町長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式3)により補助事業者に通知するものとする。

4町長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内(申請書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。)に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書(様式4)により申請の取下げを行うことができる。

2申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請における事業開始予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定後でなければ、補助事業に着手してはならない。ただし、事前着手事業はこの限りではない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金変更承認申請書(様式5)を、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合においては、補助金中止・廃止承認申請書(様式7)を町長に対し提出し承認を受けなければならない。

(1)補助事業に要する経費の配分又は執行計画を変更しようとするとき(ただし、補

助金交付決定額の変更が伴わないものを除く。)

(2)補助事業者を変更しようとするとき

(3)その他町長が必要と認めたとき

2町長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(1)補助金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 補助金変更承認通知書(様式6)

(2)補助金中止・廃止承認申請書の提出があった場合において、中止又は廃止を承認すべきものと認めたとき 補助金中止・廃止承認通知書(様式8)

(3)承認することが不相当であると認めたとき 不承認通知書(様式9)

3町長は、補助事業者が第1項に該当するにもかかわらず申請を怠った場合、補助金交付決定取消通知書(様式10)により補助事業者へ補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したときは、補助金完了報告書(様式11)必要事項を記載し、当該補助事業に係る補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに町長へ提出しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 町長は、前条に規定する完了報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者へ指示することができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 町長は、第9条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式12)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の時期等)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、交付決定を受けた年度の次の年度の4月末日までに当該補助金の交付の請求を町長へしなければならない。

2町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 前2号のほか、この要綱に違反したとき
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にした場合

2町長は、前項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消兼返還命令書(様式13)により補助事業者に通知するものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、あらかじめ本町に補助金の全部を納付したときは、補助金交付決定取消通知書(様式10)により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2前項の取消し又は変更を行った場合においては、町長は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式14)により補助事業者に通知するものとする。

(他事業との併用)

第15条 補助事業者は、他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとするときは、事前に町長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2町長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第16条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第17条 町長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、補助事業に係る図面及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2町長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

3町長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(補助金の返還等)

第18条 町長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消兼返還命令書(様式13)により期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

2補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、加算金及び延滞金を本町に納付しなければならない。

(法令等の遵守)

第19条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、当該補助事業の実施箇所又はその周辺で、実施している、又は実施が予定されている公的事業等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

1この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表1(第2条第4号ア関係)  
コンクリートブロック塀の場合

安全性の確認項目		基準
1	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。
2	塀の厚さ	10cm以上である。 (2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)
3	控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。
4	基礎	コンクリートの基礎がある。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。
※上記1～5の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。 ※以下の基準は、図面がある場合のみ確認する。 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】基礎の根入れ深さが30cm以上である。

組積造(れんが塀や石積塀等)の場合

安全性の確認項目		基準
1	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。
2	塀の厚さ	十分である。
3	控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。
4	基礎	基礎がある。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。
※上記1～5の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
6	基礎の根入れ 深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。 ※以下の基準は、図面がある場合のみ確認する。 20cm以上である。